

<ご利用者・ご家族の皆様へ>

「以下のような行為は、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（R3,厚生労働省）により、ハラスメントとなりますので、ご周知の程、よろしくお願いいたします。」

- ・従業員に対して**暴力**をふるう
 - ・ブス、ババア、アホなどの**暴言**
 - ・事業所に来て大声で**怒鳴りながらクレーム**を言う
 - ・一方的な主張、通らない場合は言葉尻を責めたり、話をすり替える
 - ・クレームのたびに**複数で囲み、罵声を浴びせる**
 - ・些細なミスについて、執拗に何度も責め立てる又「**今すぐ来い**」などと呼び出す
 - ・男性利用者が女性従業員に**セクハラまがいの言動**をする
 - ・**土下座**を求める
 - ・**ネットに書く**といって脅す
 - ・**担当者を解雇しろ**と事業所に要求する
 - ・合理的な理由なく**金品を要求**する
 - ・不合理な**特別待遇を要求**する
 - ・**度重なる電話や通話で1時間以上拘束**する
- 等

参考：カスタマーハラスメントが抵触する法律（カスハラに加害者に抵触する罪）

（傷害罪）刑法204条 （暴行罪）刑法208条 （脅迫罪）刑法222条

（恐喝罪）刑法249条 （未遂罪）刑法250条 （強要罪）刑法223条

（名誉毀損罪）刑法230条 （侮辱罪）刑法231条

（信用毀損及び業務妨害）刑法233条 （威力業務妨害罪）刑法234条

（不退去罪）刑法130条

※カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（R3,厚生労働省）10ページ